

Alert

反天皇制運動

6

号

[通巻 388 号]

2016年
12月6日発行

第2期・反天皇制運動連絡会

小さな勝利を積み重ねて

何年か前、地元の地方銀行に口座をつくりに行った時のこと。

自分の誕生日を記入する欄があって、そこには三つの元号と二マスの空欄があった。元号を選んで数字を埋めると、他を全て記入してから窓口の行員に声をかける。「ここ、西暦じゃダメですか?」「お客様ですと『昭和』だと思いますが。」「いや、元号使いたくないんですよ。元号のところに線引つ張っちゃダメですか?」「それでは機械が読み取れません。」「じゃあ〇も数字もあなたが記入してくれませんか。僕の生年月日教えますから。」「不正防止のためにお客様の代わりに記入することはできません。全員の筆跡を登録されているのではじかれてしまいます。」「元号使いたくない人はどうすればいいんですか?」「ご自身で記入していただくしか……」ここから、何故元号を使わないのかの説明に移行、天皇制については触れずに合理性の話だけをした。問答は小一時間続いたと思う。どうやっても銀行は「機械が読み取らない」の一点張りで折れず、こういう意見があったと上司に伝えてください、と言いながら僕は生年月日を元号で記入した。

後日、同じ銀行の同じ支店に書類を記入しに行く機会があった。今日はすぐ折れようと思いながら記入していくと、生年月日が四マスの空欄になっていた。

この通信を読んでいる誰もがこんなことを日常繰り返していると思う。とても小さな、わざわざ言うのが恥ずかしいくらいの勝利だが、勝ちは勝ちだ。右翼がいくら暴れても、小さな勝利を重ねて、いつか大きな勝利を。

(戦闘的ゴジラ主義者)

野次馬日誌

* 11

集会の真相

* 14

反天日誌

* 16

集会情報

* 16

今月の Alert ● 本格的な「代替わり」論議を始めよう!
反天ジャーナル ● つるたまさひで、宗像充、核女*

状況批評 ● 政教分離と天皇制 北野誉*

4

12 ·
23 集会へ
! ·
* 2

太田昌国のみたび夢は夜ひらく (79)
● フィデル・カストロの死に思うこと 太田昌国 * 7
マスクミジカケの天皇制 (06) ● 「平成代替り」状況に露出する (暴力とタブー)
—— (壇憲天皇明仁) その4 天野恵一 * 8

書評 ● 「反東京オリンピック宣言」 —— 国富建治 * 9

● 「援護法で知る沖縄戦認識 — 沖縄戦認識の共有をもとめて」 千葉宣義 * 10

8

野次馬日誌
● 「反東京オリンピック宣言」 —— 国富建治 * 9

● 「援護法で知る沖縄戦認識 — 沖縄戦認識の共有をもとめて」 千葉宣義 * 10

7

● 「援護法で知る沖縄戦認識 — 沖縄戦認識の共有をもとめて」 千葉宣義 * 10

16

● 「援護法で知る沖縄戦認識 — 沖縄戦認識の共有をもとめて」 千葉宣義 * 10

今月の

Alert

本格的な「代替わり」論議を始めよう！ 12・23 集会へ !!



一一月二〇日、吉祥寺の井の頭公園でおこなわれた「生前退位!? 皇族解散しろ！ 天皇制いらないデモ」に、反天連メンバーもほぼ全員が参加してきた（集会の真相参照）。当日の数日前から、右翼と警察の不穏な動向について流れはいたが、しかし、あんなにひどい右翼の暴力と警察の横暴を体験することになるとは。それは、私たちの経験でいえば、2・11、4・28・29、8・15デモの過去数年分を引っ張り出し、右翼の妨害がひどかつた各シーンを、「デモの間中ずっとつなぎあわせてしまったような行動で、天皇代替わり状況が本格的に始まり、私たちのこれから行動を、腰を据えて考えなくてはならない地点に立っていることを思わせるに十分だった。

七月のNHKによる天皇「生前退位」の意向報道と、八月の、「生前退位」の言葉を一言も入れずに、しかし明確に「生前退位」とそのための法整備に「国民の理解」を求めるたびデオメッセージ以降、言論による鬨いの必要性を感じていた。そういう思いはますます強くなってきている。

もちろん私たちは、すでに準備を始めた来年の2・11行動をはじめ、デモなどの街頭行動および討論集会等を、これまでどおり準備していく。そのなかで、この天皇の「生前退位」問題をどのように捉えるのか、さまざまの批判の視点を、多くの人びとと共に共有することが、いまなによりも急がれているようだ。

天皇制が闇の部分として隠し持っている暴力性が、いま全面的に表に出始めている。それは、

わかりやすい構造ともいえる。しかし、その暴力性とはまったく無縁の如く存在する現実の天皇は、いまなお、護憲天皇・平和・民主天皇というベールをスッポリかぶつたままである。むしろ、安倍政権やそのお友だちと思われている右翼、暴力団的な部分とは対極に鎮座しているというのが一般的な認識であろう。その神話を崩すことができないまま、この新しい事態、生前退位問題、天皇代替わり問題を闘うのは、あまりにも厳しい。いま眼前にある、たとえば代替わりとそれをめぐって出てくるさまざまな事態に対応しつつも、その一步手前の天皇制の本質的な問題を社会的に共有できるかどうかが、やはり私たちの運動の根本にある課題であることを再認識せざるを得ない。

天皇代替わり状況を、それとして社会にアピールしているのが、天皇の意向を受けて設置された、「天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議」だ。一月に入り、七日、十四日、三〇日と、有識者会議ではそれぞれヒアリングを三回開催した。一応、ヒアリング対象者の名前だけは出しておこう。第一回が平川祐弘、古川隆久、保阪正康、大原康男、所功。第二回が渡部昇一、岩井克己、笠原英彦、櫻井よしこ、石原信雄、今谷明。そして最後のヒアリングは、八木秀次、百地章、大石真、高橋和之、園部逸夫。もちろん私たちは、すでに準備を始めた来年の2・11行動をはじめ、デモなどの街頭行動および討論集会等を、これまでどおり準備していく。そのなかで、この天皇の「生前退位」問題をどのように捉えるのか、さまざまの批判の視点を、多くの人びとと共に共有することが、いまなによりも急がれているようだ。

天皇制が闇の部分として隠し持っている暴力性が、いま全面的に表に出始めている。それは、少なくとも、有識者会議の雲行きは天皇に都合のいいようには動いていない。それは最初か

ら見えていたことだ。天皇が何よりも望むのは、アキヒト天皇が築き上げてきた「平成流」象徴天皇制を、安定的に継承させていくことである。それは、つねに「理想的な象徴」という天皇が右翼、暴力団的な部分とは対極に鎮座している家容認をも含むだろう天皇家・皇族の維持・拡大であろう。

現段階では、それらは何一つ前に進んではない。ヒアリングの結果は、「生前退位」を容認する専門家は半数だが、その大半は特例法、すなわち一代限りの容認であり、恒久的な法改正を語る専門家は二人のみだ。天皇のわがままをなんとかギリギリ受け入れるという構造に、歯ぎしりする天皇が想像される。新聞にも、焼け石に水のような「長年の友人」の言葉が出てきたりするが、天皇や宮内庁の焦りが見えてくる。こういった象徴天皇制再編の過程そのものが、天皇制の現在としてある。どちらも象徴天皇制の理想を掲げた、天皇制かくあるべき論と、現実論であり、そのあいだのどの地点に落ち着こうと、現憲法にも、民主主義にも、主権在民の思想にも、基本的人権にも、ことごとく反する天皇制である。そのことを、多くの人びとと共に共有する言論として私たちは作りだしていく必要があります。

12・23の反天連討論集会は、そのことを大きいに意識しながら準備していきたい。多くの方の参加を呼びかけます。本格的な「代替わり」論議と、根本的な象徴天皇制論議を同時に押し進めています！

（桜井大子）

親和か衝突か

満蒙開拓平和記念館に天皇訪問

オルト・ライト・蛮夷ネットワーク

ピープルズ・プラン研究所（PPP研）では、一月一三日に総会に併せて「天皇『生前退位』と安倍改憲を考える」というテーマでシンポジウムを開催。話したのは、天野さんと青山薫さんと松井隆志さんでした。「ぼくが一番印象に残ったのは、天野さんと武藤一羊さんの意見の違い、アキヒト天皇の、「生前退位」と改憲をめぐる安倍政権の関係についてでした。天野さんはこのアラートの中でも繰り返し、両者の親和性を強調しているように感じています。他方、武藤さんはPPP研のウェブサイトに「試論 戦後国家解体プロセスでの「象徴権力」の露出——安倍政権下の平成天皇制と「お気持」の位相」という長い文章（まだ前半だけですが）を掲載していて、ここではアキヒト天皇と安倍首相のコンフリクトを強調。

この両者の主張、もちろん共通するもの多く、同じ土俵での力点の違いと言えるかもしれません。小さくない違いだと感じています。この力点の違いをもう少し、明確に整理する必要があるのだろうなと思っていて、アラートでそのあたりを誰かが明確に整理してくれたらいいのにとか、他力本願しています。

ともあれ、武藤さんの後半部分がまだ発表されていないので、これが発表されたら、何か動きがあるかな。

（つづきたまひで）

反天
シヤーナル

（宗像充）

縁あって、長野県大鹿村に九月に引つ越してきました。先日、一一月一七日に天皇と皇后が、同じ長野県南部の阿智村にある、満蒙開拓平和記念館にやつてきました。この記念館は、満蒙開拓団をテーマにする唯一の記念館だ。日本の中国侵略からソ連の侵攻、逃避行、引き上げ、戦後の開拓、中国残留孤児まで、戦中、戦後の歴史を忠実にトレースし、戦争の被害のみならず、加害の歴史も展示するものとして開館三年半で一〇万人の来館者を迎えていた。ぼくは天皇訪問が明らかになる以前に、雑誌の取材で、館の代表理事にインタビューする予定を立て、訪問後に実現したので、天皇訪問について聞いてみた。

その方は「両親が元開拓団員。戦争責任や天皇制の問題はあるので、手放して歓迎するわけではないものの、来ることで館が話題になるし、天皇が戦争に向きあっている姿勢は評価したいと述べていた。天皇本人、以前から来館を希望していました。そうなのだ。インタビュー後に館に行ったら、訪問時の新聞記事が展示してあって、代表理事の方は案内役だった。記事の論調も歓迎一色だった。だから手放して歓迎したというふうにしか見えなかつた。その理事のコメントは記事にしたけど、同意はやっぱりできない。

米大統領選挙は、政治経験のない、トランプト、極右のナルド・トランプが当選しました。「トランプ・ショック」は止みそうもありません。米国民をさらに恐怖に陥れたのは、トランプを大統領に当選させた選対責任者スチーフ・バノンがホワイトハウスの主席戦略官・上級顧問に任命されたことです。バノンは、極右ウェブサイト「プライバート」会長であり、米国版ネット右翼「オルト・ライト」の代表格です。

「プライバート」はすでにグローバル戦略を立てており、次の目標は、二〇一七年の仏大統領選挙です。極右でネオナチの、移民排斥を掲げる国民党首マリーヌ・ル・ペンを大統領にしようと。そして、ベルリン、カイロにも事務所を構えています。

会田弘継著『トランプ現象とアメリカ保守思想』（左右社）によれば、トランプの思想的な源流は、奴隸制時代のアメリカを理想とする超反動的な思想にあり、白人をトップに据える人種秩序の確立にあります。彼は紛れもない白至上主義者であり、性差別者、人種主義者、ファシストです。ナチズムの到来なのでしょうか。アラート！（核女）

状況 批評

思想・状況・批評

政教分離と天皇制

北野 誉（反天皇制運動連絡会）

●安倍靖国参拝違憲訴訟の現在

二〇一三年一二月二六日に強行された安倍首相の靖国神社参拝に対して、違憲確認と参拝差し止め、損害賠償などを求めて大阪と東京で提訴された違憲訴訟。大阪はすでに今年一月二八日に、過去の判例をまったく無視した不当判決が出され、近く控訴審の第二回弁論を迎える。東京のほうは、現在までに一一回にわたる口頭弁論を重ねている。第一次・第二次提訴合せて、六三三人の原告団と一五人の弁護団という大規模訴訟だ。一二月二日には原告の意見陳述と本人尋問が二人ずつおこなわれた。本人尋問は、前回・前々回の一四人に統いて勝ち取られたものだ。次回二月六日が最終弁論となり、弁護団及び原告五人による最終陳述がなされる見込みである。

原告の主張は、安倍靖国参拝が「政教分離」に違反し「宗教的人格権」や「思想・信条の自由」を侵害していること、加えて、安倍の参拝は戦争の精神的基盤を確立するための「戦争準備行為」であり、日本と東アジアをはじめ、世界の人びとの平和への脅威となるといふ、「平和的生存権」の侵害である。「平和的生存権」の前面化には、いうまでもなく安倍政権が進めていた戦争国家化が、必然的に新たな「戦死者」を生み出すという認識があり、戦争の死者を再び「英靈」として讃えることが許されるのかという問い合わせがある。六三三人の原告のうち、半数近くが外国籍または海外在住原告（韓国・中国大陸・

ドイツ・香港・台湾・カナダ・オーストラリア）となっているのも、国際的な反戦・平和訴訟としての靖国訴訟の意味を明らかにしている。

●訴訟におけるハーダル

首相の靖国参拝にたいする違憲国賠訴訟は、中曾根に対するもの三件、六年連続で靖国参拝をおこなった小泉に対するもの六地域七件と、けつして少ない数ではない。主文における勝訴はないものの、福岡高裁（一九九二年）、福岡地裁（二〇〇四年）、大阪高裁（一九九二年、二〇〇五年）は、首相の靖国参拝について、違憲あるいはその疑いなどを指摘した判決が出ている。また、岩手県の靖国神社への関わりを行政訴訟で争った裁判でも、仙台高裁で首相の参拝は違憲と判断されている（一九九一年）。逆に合憲とする判断は、ただのひとつもない。

今回の東京訴訟には、私も原告の一人として加わり、毎回の期日も欠かさず傍聴してきたが、強く感じるのは、国賠訴訟の場合、首相参拝行為の違法性だけではなく、その行為によってもたらされた原告の被侵害利益の立証が求められるこのハーダルの高さである。この点、首相の靖国参拝という政教分離違反の行為によって、天皇制国家によつて弾圧あるいは包摂された歴史経験をもつ宗教を信

仰している宗教的少数者にとつて、首相の靖国参拝に脅威を感じ傷つくというのには理解しやすい。今回の法廷でも、そういった立場からの陳述がなされた。首相の靖国参拝行為は靖国信仰の正当化であり強制である、「信教の自由」は、「信じない自由」「信仰を強制されない自由」をも意味し、政教分離原則は、その自由の侵害およびその「おそれ」を防止するために存在するのだという切実な主張は、聞く者に強く響いた。けれどもそれは、特定の信仰に関わらない万人においても同じことではないか。一方、裁判において被告側は、靖国参拝はあくまで安倍の「私的」な参拝だとか、靖国神社にも「信教の自由」があるとか言つて、信教をめぐる「私人間の対立」に話を持つていこうとしていた。これも、政教分離の重要性を逆に示しているように思えた。

「信教の自由」「政教分離」は、宗教者の問題だけなのではありえない。とりわけ天皇制という、国家の制度であると同時に、その基礎をある種の「宗教性」に置いているような存在を運動のテーマとしているわれわれにとって、政教分離問題は実はきわめて大きいとすることを、ここ数年強く感じている。

●政教分離と「目的・効果基準」

一般に政教分離のタイプには、政府と特定の教団との関わりを禁止するアメリカ型と、政府と宗教一般との分離に力点を置くフランス型があるといわれるが、日本国憲法におけるそれは、憲法二〇条三項「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」に明らかな通り、後者に属する。厳格な政教分離原則は、「国体のカルト」とされた祭政教一致体制としての「国家神道」が果たした役割に対する反省に発したものだつた。

しかし、他の憲法的価値と同じく、実態としてそれは踏みにじられ続けてきた。そして、司法の場においてそれを追認し、違憲判断を退けるロジックとして登場したのが、「目的・効果基準」といわれるものだ。

國や公共機關と宗教との「かかわり合いが我が国の社会的・文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えて」いるかどうか、「当該行為の目的が宗教的意義を持つ」つているかどうか、「かかわり合いの効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為」であるかどうか、など「当該行為の外形的側面のみにとらわれることなく、……諸般の事情を考慮し、社会的通念に従つて、客観的に判断しなければならない」という。一九九七年の愛媛主串料訴訟の大法廷判決でもこれが使われた。もつとも、この基準に照らしてもなお違憲だというのがこのときの最高裁の多数意見だったが、端的に八九条違反だから違憲という判断ではなかつたのだ。

この文言からすぐ連想されるのは、自民党の二〇一二年改憲草案にある二〇条三項の改悪案、つまり先に引用した現行憲法の文章に、「ただし、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについては、この限りでない」とつけ加える案である。逆に言えば、「社会的儀礼又は習俗的行為の範囲」であれば、国が宗教に関与することが許される。まさに、「目的・効果基準」の論理を用いた政教分離原則の緩和にほかならない。

●天皇の「祭祀」をめぐつて

天皇自身による「生前退位」意向表明以降、天皇の「公務」とはどうあるべきかということが、政治上のマターとしてしきりに議論されている。反天連でも、それは天皇の違憲の行為を、違憲の行為

によって拡大していく天皇制攻撃であると批判してきた。この問題は、「政教分離と天皇制」という課題にも、あらためて焦点をあてている。

天皇の退位や「公務」について議論する「天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議」の初会合の場で、事務局（内閣官房）が各委員に説明した「皇室制度関係資料」という文書がある。そこに「（参考）天皇の行為の三分類」という一枚の図があつた。そこで、天皇の仕事は「国事行為」「公的行為」「その他の行為」に分類され、「その他の行為」をさらに、「公的性格・公的色彩を有する行為」と「それ以外の行為」の二つに分けている。後者には「宮中祭祀、生物学御研究、御趣味、その他御日常の御生活」と例示されているが、前者のそれには「大嘗祭」だけ例示されている。そしてこの二種類の行為の間に破線が引かれ、あたかも、この線より上は天皇の「（）公務」に含むと主張されているかのようである。

有識者会議の初会合について報じた産経新聞は「宮中祭祀は歴代天皇が受け継いできた国家、国民の安寧と繁栄を祈る最重要の伝統儀式であり欠かせない。……有識者会議では、宮中祭祀の新たな位置付けも含めて検討すべき」（一〇月一八日付）と書いた。有識者会議の第二回ヒアリングに登場した大原康男も、「宮中祭祀」は久しく天皇の「私的行為」とされてきたが、「国民統合」の精神的基盤をなす「公的行為」の一つと考えられる」と述べ、「目的効果基準」の法理を活用（またか！）することで「憲法上の問題は克服でき」と述べている（大原配布資料）。これは、「天皇に私なし」という観点から、私的とされる祭祀も公的なものとすべきであるという右派の立場を示したものといえるが、先に紹介した「（参考）天皇の行為の三分類」のほうはそこまで踏み込んではいない。一応、政教分离原則を考慮しているかのようである。

けれども、考えるまでもなく「公的性格・公的色彩を有する行為」とされる大嘗祭も、「私的」な「宮中祭祀」と同じく、皇室神道の儀式として意味づけられ、執り行なわれるものであることに違いはない。大嘗祭は即位の礼と一体であり、即位の礼は皇室典範で規定されているので、公的な性格をもつなどと勝手に解釈しているだけだ。これもまた、「目的・効果基準」の論理による、政教分離原則のなしらずである。

国家神道を、神社神道と皇室神道の結合したものとしてとらえ、戦後、国家と神社神道との結びつきは解体されたが、皇室神道の祭祀は戦後天皇制の「私的行為」のなかに生き延びたので、「一九四五年以後も国家神道は存続している」と断じたのは島薗進である（『國家神道と日本人』）。私的なところに「撤退」してはじめて生き延びえたはずのものが、いつの間にか「公」の領域に浸出していく根拠はここにあるだろう。しかし逆にそのことに意味を見出し、公共宗教（公宗教＝国家宗教ではない）としての「国民の神道」と、その主宰としての象徴天皇の可能性という驚くべき提案をする人さえ出てきている（小林正弥『神社と政治』）。国家神道の核として存在し続けている皇室神道を、政治の機関としての天皇に対する政教分離原則の厳格適用とという視座から撃つこと。そして、全国戦没者追悼式や、戦争の死者、震災被害者を悼む場面などの天皇の「祈り」が、「非宗教的」で「習俗」化された外觀を持ちつつも、現実には非宗教的宗教とでも言うしかない統合力を發揮しているものであること。この二面を連続したものとして、同時に問題化していく方法が、必要になつてきているのではないだろうか。

みたび

太田昌國の夢は夜ひらく 79

ファイデル・カストロの死に思つこと

一九七二年、ボーランド生まれのジャーナリスト、K・S・カロルの大著『カストロの道・ゲリラから権力へ』が、原著の刊行から一年遅れで翻訳・刊行された（読売新聞社）。七一年著者の来日時には加筆もなされたから、訳書には当時の最新情報が盛り込まれた。カロルは、ヒトラーとスターリンによるポーランド分割を経てソ連市民とされ、シベリアの収容所へ送られた。そこを出てからは赤軍と共に対独戦を戦つた。〈解放後〉は祖国ボーランドに戻つた。もちろん、クレムリンによる全面的な支配下にあつた。

一九五〇年、新聞特派員として滞在していたパリに定住し始めた。スターリン主義を徹底して批判しつつも、社会主義への信念は揺るがなかつた。だからと言うべきか、「もう一つの社会主義の道」を歩むキューバや毛沢東の中国への深い関心をもつた。今ならそのキューバ論と中国論に「時代的限界」を指摘することはできようが、あの時代の〈胎動〉の中であつて読むと、同時代の社会主義と第三世界主義が抱える諸課題を抉り出して深く、刺激的だった。

カロルの結語は、今なお忘がたい。「キューバは世界を引き裂いている危機や矛盾を、集中的に体現したがゆえに「この島は一種の共鳴箱となり、現

代世界において発生するいかに小さな動搖に対しても、まだどれほど小さな悲劇に対しても、もとより反応するようになった」。

本書の重要性は、カストロやゲバラなど当時の指導部の多くとの著者の対話が盛り込まれている点にある。カストロらはカロルを信頼し、本書でしか見られない発言を数多くしているのである。だが、原著の刊行後、カストロは「正気の沙汰とも思えぬほどの激しい怒り」をカロルに対して示した。カストロは「誉められることが好きな」人間なのだが、カロルは、カストロが「前衛の役割について貴族的な考え方」を持ち、「キューバに制度上の問題が存在することや、下部における民主主義が必要であることを、頑として認めない」と断言したからだろうか。それもあるかもしれない。同時に、本書が、刺激に満ちた初期キューバ革命の「終わりの始まり」を象徴することになるかもしれない二つの出来事を鋭く指摘したせいもあるかもしれない。

ひとつは、一九六八年八月、「人間の顔をした社会主義」を求める新しい指導部がチエコスロバキアに登場して間もなく、ソ連軍およびワルシャワ条約軍がチエコに侵攻し、この新しい芽を摘んだ時に、カストロがこの侵攻を支持した事実である。侵攻は



不幸で悲劇的な事態だが、この犯罪はヨリ大きな

犯罪——すなわち、チエコが資本主義への道を歩んでいたこと——を阻むために必要なことだつたとの「論理」をカストロは展開した。それは、一九五九年の革命以来の九年間、「超大国・米国の圧力の下にありながら、膝元でこれに徹底的に抵抗する

キューバ」というイメージを壊した。

ふたつ目は、一九七一年、詩人エベルト・パディリヤに対するなされた表現弾圧である。

詩人の逮捕・勾留・尋問・公開の場での全面的な自己批判（そこには、「パリに亡命したボーランド人で、人生に失望した」カロルに、彼が望むような発言を自分がしてしまったことも含まれていた）の過程には、初期キューバ革命に見られた「表現」の多様性に対する〈おおらかさ〉がすっかり失せていた。どこを見ても、スターリン主義がひたひたと押し寄せていた。

ファイデル・カストロは疑いもなく二〇世紀の「偉人」の一人だが、教条主義的に彼を信奉する意見もあれば、「残忍な独裁者」としてすべてを否定し去る者もいる。キューバに生きる（生きた）人が後者のように言うのであれば、私はそれを否定する場にはいない（いることができない）。その意見を尊重しつつ、同時に客観的な場にわが身を置けば、キューバ革命論やカストロ論を、第二次大戦後の世界史の具体的な展開過程からかけ離れた観念的な遊戯のように展開できない。それを潰そうとした米国、それを利用し尽そうとしたソ連、その他もろの要素——の全体像の中で、その意義と限界を測定した

い。（12月3日記）

マスコミの
天皇制
06

「平成代替り」状況に露出する〈暴力とタブー〉

——〈壊憲天皇明仁〉その4



一月二〇日の「生前退位! 皇族解散しろ! 天皇制いらないデモ」(主催デモ実)は、予想通り、右翼の暴力的介入で負傷者続出、大混乱であった。私たちの反天皇制デモでは、まさに常態化している異常事態であるが、この日は飛び抜けてメチャクチヤな警備であった。そして、はじめて、それなりのマスマディアで、大きく批判的(警備のあり方について)記事が書かれた。

「警察暴挙見て見ぬふり」、「車ボコボコ、けが人も政 治的中立性どこに」の見出し「東京新聞」「こちら特報部」のコーナー「天皇制反対デモを右翼が襲撃」の記事(二 月二三日)にはこうある。

「右翼団体は全体で三〇~四〇人。規制する機動隊は五百人ほどいたという。男性は『右翼団体は何のデモか周辺の人々に分からぬようになることが狙いだったよ うだ。私たちの主張が書かれているプラカードや、拡声器を集中的に狙っていた』と振り返る。／当曰、デモ隊、右翼団体双方から逮捕者はでなかつた。男性は『これまで一年ほど運動しているが、被害の大きさは過去最高。警察は右翼団体の暴挙を意図的に見逃しているようにしか見えなかつた』と憤る。」

「陛下を否定する非国民どもめ!」とさけびながら、眼

前で殴りかかり蹴倒そうとの暴行をくりかえす天皇主義右翼。機動隊員たちは、とりあえず暴行がいきすぎない ように阻止はしてみせるが、押し戻せばそれだけ、右翼 团はゾロゾロと、機動隊のわきを歩き続け、暴力的に 介入をくりかえす。デモ隊の中にいた私は、こんなシ ンを目撃した。右翼のリーダーが「謝罪しろ!」と機動

隊のリーダー風の男につめよっているのだ。もみ合いで機動隊員に殴られたのだ。車のフロントガラスは破壊され横断幕、マイク、プラカードなども破壊し奪う、デモ参加者を突き飛ばしつづける機動隊たち。「暴力に脅迫はOK、ただし、やりすぎるな」という話ができるのだろう。

右翼の暴力の前に、デモ隊にまぎれこみ、「圧縮しろ」とデモ参加者を突き飛ばしつづける機動隊たち。「暴力に脅迫はOK、ただし、やりすぎるな」という話ができるのだろう。

右翼団体の私たち。私は不自由な足をひきずりながらいるデモ隊の私たち。私は不自由な足をひきずりながら、「マトモニ警備シロ! 右翼に脅えてデモの中に入るな! 耻カシクナイノカ!」と機動隊員を押しもどしながら叫び続けてデモをし続けた。

ここまで、デタラメな警備は、はじめてだった。おそらく右翼の暴行が警察の予定を超えたものだったのだ。そこには、「中立」が前提で法に従つて活動する「市民警察」の姿は、まるでなかつた。それは天皇制警察(特高)の姿は、まるでなかつた。それは天皇制をどううまく「継続」させるかという方法(思想)の土俵の上で対立(批判)があるにすぎない。

憲法一章(象徴天皇規定)が第二十一条「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」の規定を、憲法内部から破壊し続けている。「菊タブー」と「言論の自由」は矛盾する。

マスコミの一的天皇賛美論と天皇(特高)警察との対立(批判)があるにすぎない。

右翼の暴力には菊タブー(不敬イデオロギー)が通底している。

作家島田裕巳は「生前退位」メッセージ状況下に緊急出版した『天皇と憲法・皇室典範をどう変えるか』(朝日新書)でこう語っている。

「天皇や皇族は究極の公務員であるということにもなるが、その行動や活動は、つねに国民の目にさらされている。国民によって監視されている。というわけではないにし

ても、現代の社会では、皇室批判も容易にできる。戦前のよう、『不敬罪』で取り締まられることはないからだ。不敬罪はなくなつたが(不敬)イデオロギーは強力に生きている。これは、まったくその現実を視ていない、批評でなければ、自覺的なデマゴギーである。街頭の天皇批判デモは、常に警察が黙認する右翼の暴力に包囲されてしまつて、天皇制はいらないという正面からの批判の自由など、そこにはないことは明白(「サマ」と「ゴ」の連発いつものように完全なデキレース、逮捕はしないからいつものように完全なデキレース、逮捕はしないから脅迫はOK、ただし、やりすぎるな」という話ができるのだろう)である敬語のあふれた、失礼がないようビリビリした表現だらけの天皇報道を見よ)。この間、天皇メッセージ公然とマスコミで批判できているのは、ほぼ日本会議系の「有識者」たちのみである。神權(現人神)天皇に、「人間の意思」などいらないという立場からのそれだけだ。ウルトラな天皇主義だけに、「天皇メッセージ」への具体的な批判的言及の場がマスコミにもあけられているのだ。それは天皇制をどううまく「継続」させるかという方法(思想)の土俵の上で対立(批判)があるにすぎない。

それでも、現代の社会では、皇室批判も容易にできる。戦前のよう、『不敬罪』で取り締まられることはないからだ。不敬罪はなくなつたが(不敬)イデオロギーは強力に生きている。これは、まったくその現実を視ていない、批評でなければ、自覺的なデマゴギーである。街頭の天皇批判デモは、常に警察が黙認する右翼の暴力に包囲されてしまつて、天皇制はいらないという正面からの批判の自由など、そこにはないことは明白(「サマ」と「ゴ」の連発いつものように完全なデキレース、逮捕はしないからいつものように完全なデキレース、逮捕はしないから脅迫はOK、ただし、やりすぎるな」という話ができるのだろう)である敬語のあふれた、失礼がないようビリビリした表現だらけの天皇報道を見よ)。この間、天皇メッセージ公然とマスコミで批判できているのは、ほぼ日本会議系の「有識者」たちのみである。神權(現人神)天皇に、「人間の意思」などいらないという立場からのそれだけだ。ウルトラな天皇主義だけに、「天皇メッセージ」への具体的な批判的言及の場がマスコミにもあけられているのだ。それは天皇制をどううまく「継続」させるかという方法(思想)の土俵の上で対立(批判)があるにすぎない。

それでも、現代の社会では、皇室批判も容易にできる。戦前のよう、『不敬罪』で取り締まられることはないからだ。不敬罪はなくなつたが(不敬)イデオロギーは強力に生きている。これは、まったくその現実を視ていない、批評でなければ、自覺的なデマゴギーである。街頭の天皇批判デモは、常に警察が黙認する右翼の暴力に包囲されてしまつて、天皇制はいらないという正面からの批判の自由など、そこにはないことは明白(「サマ」と「ゴ」の連発いつものように完全なデキレース、逮捕はしないからいつものように完全なデキレース、逮捕はしないから脅迫はOK、ただし、やりすぎるな」という話ができるのだろう)である敬語のあふれた、失礼がないようビリビリした表現だらけの天皇報道を見よ)。この間、天皇メッセージ公然とマスコミで批判できているのは、ほぼ日本会議系の「有識者」たちのみである。神權(現人神)天皇に、「人間の意思」などいらないという立場からのそれだけだ。ウルトラな天皇主義だけに、「天皇メッセージ」への具体的な批判的言及の場がマスコミにもあけられているのだ。それは天皇制をどううまく「継続」させるかという方法(思想)の土俵の上で対立(批判)があるにすぎない。

それでも、現代の社会では、皇室批判も容易にできる。戦前のよう、『不敬罪』で取り締まられることはないからだ。不敬罪はなくなつたが(不敬)イデオロギーは強力に生きている。これは、まったくその現実を視していない、批評でなければ、自覺的なデマゴギーである。街頭の天皇批判デモは、常に警察が黙認する右翼の暴力に包囲されてしまつて、天皇制はいらないという正面からの批判の自由など、そこにはないことは明白(「サマ」と「ゴ」の連発いつものように完全なデキレース、逮捕はしないからいつものように完全なデキレース、逮捕はしないから脅迫はOK、ただし、やりすぎるな」という話ができるのだろう)である敬語のあふれた、失礼がないようビリビリした表現だらけの天皇報道を見よ)。この間、天皇メッセージ公然とマスコミで批判できているのは、ほぼ日本会議系の「有識者」たちのみである。神權(現人神)天皇に、「人間の意思」などいらないという立場からのそれだけだ。ウルトラな天皇主義だけに、「天皇メッセージ」への具体的な批判的言及の場がマスコミにもあけられているのだ。それは天皇制をどううまく「継続」させるかという方法(思想)の土俵の上で対立(批判)があるにすぎない。



小笠原博毅・山本敦久『反東京オリンピック宣言』（航思社・二〇一六年発行）

国富建治（反安保実行委員会）

リオ五輪のフィナーレ。「スーパーマリオ」と化した安倍晋三が地球を貫通してメインスタジアムに登場するというパフォーマンスで、あらためて二〇二〇年の「東京五輪」の持つさまざまの意味合いが強く印象づけられることになった。

安倍首相は昨年（二〇一五年）の通常国会における施政方針演説の最後を「二〇二〇年の日本」というテーマでしめくくっていた。昨年の通常国会といえども、思い起こすまでもなく巨万の人びとが駆けつけた連日の国会行動の中で、安倍政権が憲法を破壊し、戦争法を強行した第一八九国会である。「二〇二〇年の日本」で取り上げられているのは「被災地福島の復興」、二〇一四年末に小惑星に向けて飛び立った「はやぶさ2」の帰還、そして「東京オリンピック」である。しかしそこで明示されていない大きなテーマは、二〇二〇年にはすでに「改憲」を実現した「新しい日本」であり、かつ二期六年の自民党総裁任期を延長し、その時まで安倍本人が首相の座にとどまる、という決意表明でもあったことは容易に理解できる。

二〇二〇年東京オリンピックは、権力者たちの

そのような戦略にとって、カナメの位置にあることは確かだ。そしてこの目論見に対し、東京五輪に反対する人びとの運動のネットワークがいま手探りの中で作りだされつつある。ここで紹介する『反東京オリンピック宣言』（小笠原博毅・山本敦久編 航思社刊 二五〇〇円）は、内外の研究者、

活動家たちによるオリンピック批判の論稿が掲載された、実に多様な視角からのオリンピック批判の書であるが、分量・中身からいっても相当なボリュームがあり、それほど容易に読みこなせるものではない。しかしあそらく二〇二〇年までの四年間に、折に触れて読み返し、参照すべき書であることは間違いない。

ここでは一つのテーマに絞って紹介したい。今日のオリンピックを、いわゆる「災害資本主義」「惨事便乗型資本主義」との関連で捉えることである。ナオミ・クラインなどが指摘する「惨事便乗型資本主義」とは、自然災害、武力紛争、財政危機などにより従来の社会的紐帯が破壊されることに乗じて新自由主義的競争原理に基づく秩序が一挙に導入されることを意味する。鵜飼哲は本書巻頭言の「イメージとフレーム——五輪ファシズムを迎えるために」の中で「災害便乗型資本主義の最悪の形態として強行されつつある二〇二〇年東京大会」と強調している。福島原発事故について「アンダーコントロール」の暴言で、東京開催をもぎとった安倍の言にそれは体現されている。

「惨事便乗型資本主義」と表裏一体の関係にあるのが本書で鈴木直文が紹介しているジユールズ・ボルコフ「祝賀資本主義」論である。「祝賀資本主義」の特徴は①統治機構が超法規的措置を乱用する例外状態、②過大な経済効果と過小な開催費用の見積もり——負債返済のための増税と緊

縮政策による生活への重圧、③事前イベントによる興奮の喚起、④テロ対策名目の厳重な警備・野宿者排除、⑤環境への配慮・社会参加を隠れ蓑にした搾取の強化、⑥観る者・演ずる者の分断による「スペクタクル」の演出、である。これらの批判は、私たちが多く機会に実感していることだろ。

ここで、今年六月二日に閣議決定された安倍政権の「ニッポン一億総活躍プラン」（概要）について見ておこう。そこでは「戦後最大の名目GDP 600兆円」にむけた取組の方向」として一六の項目が挙げられているが、そのうち④「スポーツの成長産業化」、⑤「二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた見える化プロジェクト」の二つが、直接的な東京五輪関係だ。⑤はどう言っているのか。「二〇二〇年をゴールと見立て、改革・イノベーションの成果をショーケース化して世界に発信、二〇二〇年以降に向けたレガシー（遺産）として後世代へ承継、自動走行、分散型エネルギー、先端ロボット活用など未来を切り拓くプロジェクト推進」だ。

気持ちの悪いオリンピックの「レガシー」なる言葉がメディアでも氾濫しているが、本書を通読すれば、少なくともこんな言葉だけは何が起きても絶対に使うものか、という気になる。そのためにもぜひ読んでください。



石原昌家（凱風社・二〇一六年発行）

『援護法で知る沖縄戦認識——沖縄戦認識の共有をもとめて』

千葉宣義（八幡ぶどうの木教会）

本書のテーマである「沖縄戦認識」、それをめぐる裁判が、沖縄で三回にわたり起された。一つは「第三次家永教科書検定訴訟」（一九八四年）、第二は「大江・岩波沖縄戦裁判」（二〇〇五年）、そして第三は「沖縄靖国神社合祀取消裁判」（二〇〇八年）である。ここで言う「沖縄戦認識」とは、沖縄戦を体験した沖縄住民の苛酷な被害を強いられた立場、その視点に立つた歴史的事実認識を意味する。著者は、これら

の裁判の中心的争点はある大戦で唯一地上戦となつた沖縄戦認識が、被害住民にあっても、またメディアでも事実認識が共有されていないが故に生じた問題であると述べている。そして、「戦没者遺族等援護法」（一九五一四制定）が沖縄戦被害住民にまで拡大適用され、いふたことに関係して、沖縄戦認識が錯綜していくのだが、本書は、戦後の日本の戦争責任、戦争の総括を欠いた再出発から、戦争のできる国づくりへと走る安倍政権に至る歩みの中で、日本政府は「沖縄戦の真実」を捏造し、窮状に喘ぐ被害住民に「援護法」適用条件として、この再定義した戦争認識を押しつける。その日本政府と沖縄住民との折衝の経緯を資料を用いて詳しく述べる。

著者の石原昌家さんは沖縄県那覇市首里の出身で（一九四一年生まれ）、沖縄国際大学で長年教鞭をとり（社会学専攻）、現在同大学名譽教

授。「虐殺の島—皇軍と臣民の末路」、『証言・沖縄戦—戦場の後継』、また沖縄社会史など多くの著書・論文があるが、こうした沖縄戦争史についての研究が著者の社会活動に活かされている。たとえば、沖縄戦での全戦没者刻銘碑「平和の礎」の刻銘検討委員会座長を務め、本書との関係で言えば「第三次家永裁判」控訴審東京高裁での原告家永側の証人としての証言、「沖縄靖国合祀取消訴訟」原告側の専門家証人としての証言などがある。

さて、本書の中心的課題である沖縄戦認識をめぐる問題だが、これが最初に浮上したのは教科書問題である。高校「日本史」の教科書の沖縄戦記述の脚注に記述された「日本軍による住民殺害」（愛知大、江口圭一執筆）の削除を修正命令された事件（一九八二年「第一次教科書検定事件」）である。この「教科書検定事件」（以下「検定事件」）は、本書によれば第三次に及ぶ。第二次「検定事件」はいわゆる「家永教科書検定訴訟」を中心とする（一九八三年）。ここでは文部省から「日本軍に殺された県民の例もあつた」の記述に「集団自決」を加筆するよう求められている。そして、第三次「検定事件」は、「大江・岩波沖縄戦裁判」を中心とする事件で、「集団自決」から「軍の関与」記述が削除されている。

著者は沖縄戦の歴史認識の研究者として、一〇数年にわたる被害住民からの聞き取り調査を重ねた体験の中から、沖縄戦認識には大きく違った。本書によれば第三次に及ぶ。第二次「検定事件」はいわゆる「家永教科書検定訴訟」を中心とする（一九八三年）。ここでは文部省から「日本軍に殺された県民の例もあつた」の記述に「集団自決」を加筆するよう求められている。そして、第三次「検定事件」は、「大江・岩波沖縄戦裁判」を中心とする事件で、「集団自決」から「軍の関与」記述が削除されている。

沖縄では、当然ながらこの「援護法」の沖縄戦被害者への適用に向けて、「遺族会」が発足し、様々な適用要望の動きを重ねていく。こうした動きに対して政府側も沖縄戦被害者の調査を進め、そこで造られたのが「戦闘参加者概況表」である。これは二〇項目にわたるケースを挙げたもので「食料供出」「壕の提供」そして「集団自決」、「スパイ嫌疑による斬殺」までが、「戦闘参加者」とされ「援護法」の対象となる。当初は六歳以下の乳幼児は、この準軍属からも外されていたが、本書によれば「一九六三年一〇

ダンの国連PKOに派遣する陸上自衛隊に対し、安全保障関連法に基づく新たな任務「駆け付け警護」を付与することを決定。

【11月16日】

明仁、美智子◆「私の」な旅行として長野、愛知両県を2泊3日で訪れるためとして、東海道新幹線で愛知県入り。「世界かんがい施設遺産」にも選ばれた犬山市のため池「入鹿池」を見学した後、車で長野県に移動し、阿智村で宿泊。

百合子◆三笠宮死去に伴う皇室経済会議（議長・安倍晋三首相）が持ち回りで開かれ、妻百合子を独立の生計を営む「親王妃」として認定。皇室経済法が定めた皇族費として、三笠宮に支払っていたのと同じ定額の3050万円が、毎年支払われることになると報道。

天皇誕生日パーティー◆モスクワの在ロシア日本大使館で天皇誕生日の祝賀パーティーが開かれ、ブーチン大統領の12月の訪日時に安倍晋三首相との首脳会談を予定する首相の地元・山口の名産品が出される。

【11月17日】

明仁、美智子◆長野県阿智村にある満蒙開拓平和記念館を見学し、同館で語り部活動を行う80～90代の引き揚げ者らと懇談。明仁「こういう歴史があつたということを、経験のない人にしつかり伝えることはとても大事なことだと思います」。「終戦」後に満州で現地住民の襲撃を受け、性に「戦後も随分大変だったでしょう」。

懇談の終盤「そういうことを経て今日日本がつくられた。みなさんがつくられた日本です。同じ経験を共有できることは大事だと私は思っています」。記念館を後にし飯田市に向かい、昼食後、市内のリング並木を管理する地元の中学生と会う。

改憲◆衆院憲法審査会で、約1年5ヶ月ぶりに実質的な議論を再開。

【11月18日】

明仁、美智子◆帰京のため、宿泊先だった長野県阿智村のホテルを車で出発。愛

知県小牧市のメナード美術館に立ち寄り、見学。東海道新幹線で帰京。

【11月20日】

紀子、悠仁◆相模原市緑区の中央自動車道下りで、紀子と悠仁らが乗ったワゴン車が渋滞中の車に追突。追突事故後、紀子や悠仁らは、別の車で目的地に向かい、登山を楽しんだというと報道。

天皇制◆共同通信社加盟の日本世論調査会が5、6両日に実施した「皇室」に関する全国面接世論調査で、政府が有識者会議を設置し、天皇の生前退位の法整備を検討していることについて「早急に結論を出した方がよい」との回答が50%を占めた一方、「慎重に検討した方がよい」も半数近い47%だったと報道。

【11月21日】

明仁、美智子◆東京・上野の日本学士院会館を訪れ、第32回国際生物学賞の授賞式に出席。

紀子、悠仁乗車事故◆宮内庁の西村泰彦次長が記者会見で、紀子と悠仁らが乗つ

たワゴン車が20日に追突事故を起こしたことについて「原因は運転手の前方不注意とみており、警備態勢を見直すことは考えていない」。「交通規制によつて警備を強化することは、国民の生活への影響が非常に大きくなる。今回は、警備態勢を強化しなければいけないような事態ではない」。

【生前退位】◆民進党の野田佳彦・幹事長が記者会見で、明仁の生前退位を巡る政

府の有識者会議が意見聴取した専門家の見解に偏りがあると批判。

【11月23日】

【生前退位】◆大島理森・衆院議長が明仁の生前退位を巡り、有識者会議が論点整理を公表後の国会議論の在り方に關し、与野党の幹事長らから意見聴取していたことが分かる。

【11月24日】

新嘗祭◆安倍晋三首相が、皇居で行われた「新嘗祭神嘉殿の儀」に参列。

明仁、美智子◆訪日しているタイのチュラボン王女を皇居・御所に招き、共に昼食。チュラボン王女は、10月に死去したプミポン国王の三女で、宮内庁によると、王女は東京大の諮問委員会の一員で、会議に参加するため訪日したと報道。

【11月25日】

明仁、美智子◆訪日しているレソト国王レツイエ3世夫妻を皇居・御所に招き、会見。国王夫妻は、レソトの独立50周年と日本との外交関係45周年を記念し、初めて訪日したと報道。

【11月26日】

【伝統】◆2020年の東京五輪・パリオリンピック前に、日本の伝統文化を海外から訪れた人に紹介し、日本人にも再認識してもらうとするイベントが12月10日、東京都渋谷区の明治神宮会館で開かれると報道。

【11月28日】

【生前退位】◆民進党の野田佳彦・幹事長が記者会見で、政府が明仁の生前退位を巡り翌年の通常国会での法整備を目指していることを踏まえ、与野党協議を年内に始めるべきだとの考えを示す。

【11月30日】

天皇、皇族◆「國賓」として訪日したシンガポールのトニー・タン大統領夫妻を歓迎する明仁、美智子「主催」の宮中晚さん会が、皇居・宮殿の「豊明殿」で開かれる。徳仁、雅子や秋篠宮の皇族に加え、安倍晋三首相夫妻や閣僚らが出席。

明仁、美智子◆安倍晋三首相が、訪日中のファム・ミン・チン越日友好議員連盟会長と官邸で会談し、明仁、美智子のベトナム初訪問に向けた協力を確認。翌年の3～4月の訪問で調整していると報道。

秋篠宮、紀子◆51歳の誕生日に先立ち、東京・元赤坂の宮邸で紀子と共に記者会見し、明仁が8月のビデオメッセージで示した「国民のために活動を続けるのが象徴天皇」という考えに「非常に同じような気持ちを持つている」と述べ、生前退位の意向をじませた内容は「かなり以前」から「折々伺つていた」と明かしたと報道。

天皇制◆民進党の細野豪志・代表代行が

記者会見で、明仁の退位を巡り政府が検討する一代限りの特別法に問し「やり方が本筋ではない」。「若い男子の皇族が悠仁さましかいない深刻な事態だ。問題に

美空の「皇太極」

PP研2016シンポジウム
「天皇『生前退位』と安倍改憲を考える」

去る一月一二日、ピープルズ・プラン研究所では、安倍政権による明文改憲のプロセスと、天皇の代替わりプロセスの二つの政治プロセスをクロスしてトータルに検証するシンポジウムを開催した。安倍と天皇、それぞれの動きは、メディアが盛んに喧伝するような単純な対立図式なのか？あるいは、どこかで重なり合う協調図式としての側面はないのか？改憲攻防をめぐる政治状況をどのように捉えるのか、発題者に松井隆志さん、青山さん、天野恵一さんの三名を迎えて、この事態を整理する試みを企てた。

まず、自民党改憲草案を読み解いた松井さんは、その構想全体の意図を、新憲法制定だとみる。そのことを確認したうえで、天皇制についていえば、象徴天皇を「国家元首」と明確に位置付けることによって、国事行為に含まれない違憲行為を公的行為として公認する狙いがあると喝破する。というのも、積極的に内外

正面から向き合わない保守政党の自民党は何なのか」。

「生前退位」◆政府が、明仁の退位を巡る有識者会議（座長・今井敬・経団連名

各地を回り、国民や戦死者などを慰撫してみってきた天皇のこれまでの公的行為が、国事行為には含まれない違憲の行為そのものだからである。

天皇は、この違憲行為をとおして「常に国民とともに」ある天皇という「国民の天皇」としての姿を自己演出してきた。天皇が作りだしてきたこの自己演出のスタイルは、ダイアナ妃に代表されるイギリス王室がモデルとなっている。青山さんは、この要素との関係で、たとえば政治的諧謔の対象になるイギリス王室が日本との対照的な存在であることを確認しつつ、天皇の意向にはイギリス王室のような相対的に開かれた皇室像があるかもしれないと推察した。

最後に、天皇の意向と安倍の野望を日程的な観点から分析することで、二つの政治プロセスが二〇二〇年をマルクマーチルにして重なり合うことを明らかにしたのが天野さんである。「生前退位」を実現し、新天皇を即位させ、東京オリンピックの名譽総裁として国際政治の場面にデビューやすようとする天皇の意向と、首相任期を一期延長させ二〇二〇年をめどに明文改憲を実現しようとしている安倍の野望とが、並走する形で進行している、そういう事態に私たちはあるのである、

誉会長）の第5回
会合を首相官邸で開く。

「国賓」歓迎行事◆「国賓」として訪日したシンガポールのトニー・タン大統領

夫妻の歓迎行事が、皇居・宮殿で行われる。

東電から謝罪は一切ないと提訴の動機

は語った。

集会では、飯田勝泰さん（東京労働安

全センター・被ばく労働を考えるネットワーク）が、この五年間積み重ねてきた国との交渉から見えてきた被曝労働の問題点と課題について報告した。弁護団からは、木下徹郎弁護士が裁判の概要を説明し、海渡雄一弁護士は、「この訴訟は

原子力損害賠償法の原子力事業者の無過失責任と責任集中の原則に基づく。勇気を振り絞って立ちあがつたAさんの裁判を支援し、健康被害の責任は原子力事業者にあり、損害賠償を受けることは労働者の当然の権利であると、気迫をもつて社会に訴えていこう」と呼びかけた。北九州からは、Aさんの加盟する全国一般

東電は労災の責任をとれ！健康被害への補償を行え！」が東京・文京区民センターで行われ、約七〇名が参加した。本集会は、昨年十月、福島第一事故収束作業従事者としては初めて白血病の労災認定を受けた元作業員Aさんが、集会前日の二二日に東京地裁へ提訴した裁判（東電と九電へ損害賠償請求）への支援を呼びかける集会として設定された。Aさんは提訴の記者会見で、「労災認定されたところは、(3)労働者が安心して声をあげられる環境をつくろう、と訴えた。

Aさんは、「被曝労働による病気に苦しむ労働者が泣き寝入りすることなく、労

山谷越冬闘争呼びかけ

今年も各地で越年・越冬闘争が取り組まれます。山谷では例年通りセンター前を拠点に12月29日(昼)から1月4日の朝まで、24時間態勢の越年闘争が行われます。基本は共同炊事、寝床作り、パトロール、労働・生活相談、学習会、もちつき(隅田公園、なぎさ寮、上野公園)、路上芝居(さすらい姉妹)です。初めての方も歓迎です。また物資(特に米、毛布、布団)カンバも助かります。

詳しくは、12月25日(日曜)午後5時から山谷労働者福祉会館2F(台東区日本堤1の25の11)にて直前の越冬実会議、また突入直前の全体打ち合わせ(29日・正午会館集合)にご参加を。

統計上の野宿者は減少と報じられていますが、格差・貧困はより深刻に、行政の社会保障切り下げ、生保受給者に対する心無いバッシングもあって、生保の権利すら知らず(あるいは我慢して)野宿を余儀なくされ、また野宿に至らなくともホームレス予備軍=居住不安定層はジワジワと増えています。その上、世界的に吹き荒れるレイシズム、差別・排外主義、オリンピックに向けた再開発の波、治安管理強化はなど、越冬闘争をめぐる情勢はますます厳しさを増しています。35年前、山谷争議団結成後、最初の越冬闘争突入の基調で、山岡強一さんは「冬の時代を越える冬の闘いを」と訴えました。その言葉は現在につながります。今こそ、冬の時代に抗う団結と連帯を!

(山谷越年越冬闘争実行委・F)

11月20日(土)・21日(日) ● JUSTICE for OKINAWA キャンペーンアクション
11月23日(水) ● 被曝労災に対する損害賠償を求める11.23集会(集会報告参照)
11月25日(金) ● 警察は沖縄に対する弾圧をやめろ! 警察庁抗議行動
11月26日(土) ● 「チャルカ」上映会
11月27日(日) ● 高江のヘリパッド建設を許さない! 機動隊は暴力をやめよ・新宿デモ

連絡情報 INFORMATIONS

12月11日(日) ● 差別・排外主義に反対するシンボジウム――解消法・川崎・都知事選・山ゆり園事件――現状と課題を考える
13時半開場／安田浩一・師岡康子／文

12月15日(木) ● 天皇制を考える市民講座――天皇の「生前退位」を議論しよう
18時半／天野恵／神戸学生青年センター(阪急六甲駅)／主催:はんてんの会(連絡先:神戸学生青年センター)

12月17日(土) ● レイバーフェス★文化でとめよう!アベ暴走
10時開場／映画上映、川柳、講談、音楽その他／田町交通ビル6階ホール(JR田町駅芝浦口徒歩3分)／主催:レイバーフェスタ2016実行委員会(03-3530-8588)

1月22日(日) ● オリンピック災害おどわり! Read in Speak Out
13時30分／千駄ヶ谷区民会館(JR原宿駅ほか)／主催:2020「オリンピック災害」おどりとわり連絡会(080-5052-0270 富崎)

1月28日(土) ● 1960-1970年代運動・思想史第3回「(ベ平連)と小西反重裁判」
19時／古沢宣慶／会場:主催:ピープルズ・プラン研究所(地下鉄江戸川橋駅、03-6424-5748)

12月18日(日) ● 映画「シ・ハ・ド・ア・ブック」上映会+関野吉晴講演会
13時30分開場／関野吉晴／日比谷図書文化館大ホール／主催:「シンドラブック」日本上映委員会(080-5443-7825)
12月23日(金・休) ● 天皇の「象徴的行為」ってなんだ?――「代替り」状況のなかで考える
13時30分／浅野健一、米沢薫、天野恵／千駄ヶ谷区民会館(JR原宿駅ほか)／主催:反天皇制運動連絡会(mail:hanten@ten-net.net)

● 改憲状況の中の「生前退位」――天皇元首化はどう闘つか?
13時30分／北野薫／静岡労政会館・視聴覚室／主催:戦後71年連続講座実行委員会(054-271-7302)
1月20日(金) ● ブイの戦後70年・第一次「新左翼と〈テロリスト〉たちの反体制闘争」
1月28日(土) ● 古沢宣慶／会場:主催:ピープルズ・プラン研究所(地下鉄江戸川橋駅、03-6424-5748)
1月28日(土) ● 1960-1970年代運動・思想史第3回「(ベ平連)と小西反重裁判」
19時／古沢宣慶／会場:主催:ピープルズ・プラン研究所(地下鉄江戸川橋駅、03-6424-5748)

● 今度も黒豹の廻場(じまねり)終(す)り(木戸)モーニング(黒豹)の人が続出(黒豹)
● そりね。黒豹(ちやくばく)はね。(黒豹)

● そのやかもしやが懷かしいわ。だけ(い)れがうつとねじんなよね、だんだん。来年はもうちょっと参加でもねといな。(黒豹)

● そりね。黒豹(ちやくばく)はね。(黒豹)